

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	銃砲所持許可台帳ファイル
実施機関の名称	警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の管理の適正化及び効率化に資するために利用する。
個人情報ファイルに記録される項目 (記録項目)	1 許可証番号、2 本 (国) 籍、3 住所、4 氏名、5 カナ氏名、6 性別、7 生年月日、8 許可年月日、9 許可番号、10 有効期間、11 銃の種類及び型式、12 商品名等、13 口径、14 特徴、15 銃番号、16 銃の全長、17 銃身長、18 弾倉型式及び装着可能弾数、19 適合実 (空) 包及び替え銃身数、20 用途別、21 銃砲店名称、22 管轄警察署、23 追加打刻番号、24 記事、25 取り消し事由又は失効事由、26 問題銃登録、27 電話番号等、28 職業、29 証明書発行者及び証明書番号、30 旧所持者情報、31 確認年月日、32 検査年月日、33 保管庫、34 保管場所、35 原許可年月日、36 原許可番号、37 許可証の記載事項変更等、38 報告聴取年月日、39 許可証再交付、40 更新履歴、41 銃画像、42 所持者画像、43 署受付番号、44 講習受付警察署、45 会場受講番号、46 講習修了証明書番号、47 講習区分、48 受講状況、49 講習修了証明書有効期間、50 受講年月日、51 実施市町村、52 会場名等、53 猟銃用火薬類譲受許可番号、54 登録年、55 譲受 (渡) 目的、56 譲渡の相手方、57 許可証返納日、58 登録警察署、59 許可の区分、60 許可年月日、61 火薬の種類名称及び数量、62 認定年、63 認定警察署、64 認定番号
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 (記録範囲)	銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 8 号から第 10 号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 1 項の規定による猟銃等講習会の受講申込みをした者、銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 5 第 2 項の規定による教習資格認定証の交付を受けた者、銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 10 第 2 項の規定による練習資格認定証の交付を受けた者、火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号) 第 17 条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等の譲受又は譲渡許可を受けた者
個人情報ファイルに記録される個人情報 (記録情報) の収集方法	許可申請者等からの申請書類の提出及び申請に伴う審査
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

記録情報を当該実施機関以外の者に 経常的に提供する場合にはその提供先		警察庁	
開示・訂正・利用 停止請求を受理す る組織の名称及び 所在地	所 属	総務部文書課	
	所 在 地	さいたま市浦和区高砂3-15-1	
訂正・利用停止に 関する他の法令の 規定による特別の 手続	根拠法令	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）	
	内 容	許可証の記載事項変更（法第7条第2項）（規則第9条）、講習修了証明書の記載事項変更（法第5条の3第3項）（規則第6条の6）、教習資格認定証の記載事項変更（法第9条の5第4項）（規則第11条の17の2）、練習資格認定証の記載事項変更（法第9条の10第3項）（規則第11条の30）、火薬類譲受許可証の記載事項変更（法第17条第7項）（内閣府令第6条）	
個人情報ファイル の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算ファイル	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用 目的及び記録範囲の範囲内である文書ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 文書ファイル		
備 考			